

様式 44

令和 6年 7 月 19 日

三重県知事

あて

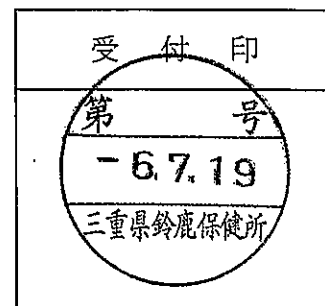
医療法人の住所 鈴鹿市飯野寺家町235番地4
医療法人の名称 医療法人 徳徳会
理 事 長 名 廣瀬 和徳
電 話 (059) 383 - 3993

決 算 届

令和 5年 6月 1日から令和 6年 5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書



〔別 紙〕
様式1

事業報告書
(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 徳徳会
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
 ☒ その他
 ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市飯野寺家町235番地4

(3) 設立認可年月日 平成 17年 7月 6日

(4) 設立登記年月日 平成 17年 7月 11日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	ひろせ胃腸科外科	4300305714 2410305714	鈴鹿市飯野寺家町 235番地4	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- (2) 附帯業務(医療法人が行なう医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行なうことのできる業務)

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 7月 23日 令和4年度決算の決定
 令和 6年 5月 15日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人 徳徳会
所在地 三重県鈴鹿市飯野寺家町235番地4

※医療法人整理番号 0481

財 産 目 録 (令和 6年 5月 31日)

1. 資 産 額	11,626 千円
2. 負 債 額	838 千円
3. 純 資 産 額	10,788 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	10,733
B 固 定 資 産	893
C 資 産 合 計 (A+B)	11,626
D 負 債 合 計	838
E 純 資 産 (C-D)	10,788

(注)財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-3

法人名 医療法人 徳徳会
所在地 三重県鈴鹿市飯野寺家町235番地4

※医療法人整理番号 042 /

貸 借 対 照 表
(令和 6年 5月 31日)

(内訳)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	10,733	I 流動負債	838
II 固定資産	893	II 固定負債	0
1有形固定資産	893	負債合計	838
2無形固定資産	0	純資産の部	
3その他の資産	0	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	788
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	10,788
資産合計	11,626	負債・純資産合計	11,626

様式4-2

法人名 医療法人 徳徳会
所在地 三重県鈴鹿市飯野寺家町235番地4

※医療法人整理番号 0148/1

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 6月 1日 至 令和 6年 5月 31日)

(内訳)		(単位:千円)
科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	16,124	
2 事業費用	34,313	
本来業務事業損失	18,189	
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	
附帯業務事業利益	0	
事業損失	18,189	
II 事業外収益	4,981	
III 事業外費用	0	
経常損失	13,208	
IV 特別利益	1,049	
V 特別損益	1,918	
税引前当期純損失	14,077	
法人税等	72	
当期純損失	14,149	

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 徳徳会
理事長 廣瀬 和徳 殿

私は、医療法人 徳徳会の令和5会計年度(令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行ないました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 6年 7月 17日

医療法人 徳徳会

監事 奥村 周平

